

令和6年分 確定申告のお知らせ

市役所 申告相談会場(事前予約制) 問い合わせ 税務課 市民税係 ☎0035

2月17日(土)～3月17日(土) (土・日・祝除く)の市役所相談会場(相良庁舎3階、榛原庁舎4階)は、**事前予約制**です。

詳しくは広報まきのほら12月号、市ホームページをご覧ください。

牧之原市 確定申告 検索



予約方法	インターネット予約	電話予約
アクセス先・電話番号	パソコンやスマートフォン、タブレットから予約可能です。 予約フォーム▶	予約受付専用ダイヤル ☎ 050 (5799) 2906
受付期間	2月3日(土)午前9時～3月14日(土)午後5時 期間中は24時間(土・日曜日、祝日も受付可能)	2月10日(土)～3月14日(土) 午前8時15分～午後5時(土・日曜日、祝日は受付休止)
受付締切	申告相談希望日の3日前の午後11時59分	申告相談希望日の3日前の午後5時

※通信料・通話料は予約者負担です。

税理士による 無料税務相談所 【会場】 牧之原市役所相良庁舎 3階会議室 ※予約受付専用ダイヤルから事前予約が必要です。
【日時】 2月17日(土)～20日(火) (午前9時30分開始)

島田税務署 申告相談会場 問い合わせ 島田税務署 ☎0547⑦3124

2月17日(土)～3月17日(土) (土・日・祝除く)の島田税務署相談会場は、午前9時～午後5時(受付終了は午後4時)、**島田市地域交流センター歩歩路**(2階多目的ホール)のみで申告相談を行っています。

※島田市地域交流センター歩歩路は「島田市本通3丁目6番の1」です。
※期間中、島田税務署で申告相談は行っていません。

注意事項

- ▶会場では、基本にご自身でマイナンバーカードを利用したスマホ申告です。源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類をご用意いたします。
- ▶マイナンバーカード発行時に設定した暗証番号(①署名用電子証明書、②利用者証明用電子証明書)の**両方が必要**です。
※暗証番号はコンビニのキオスク(マルチコピー機)端末で初期化・再設定ができます。
- ▶入場には「入場整理券」が必要です。入場整理券は、申告会場での当日配布またはLINEアプリでの事前発行の方法で配布しています(状況により後日の来場をお願いする場合があります)。
- ▶無料駐車場はありません。公共交通機関をご利用ください。

島田税務署での申告相談について *相談申込用電話番号 ☎0547⑦3124

期間(土・日・祝除く)	申込方法
1月6日(土)～2月7日(土)	電話*による 事前予約
2月10日(土)～14日(土)	電話*による 事前予約 または入場整理券(入場整理券は、LINEアプリによる事前発行のみ)
3月18日(土)以降	電話*による 事前予約

住宅借入金等特別控除および年金所得者に対する説明会

【会場】 島田市地域交流センター歩歩路 2階多目的ホール
【日時】 2月10日(土)、12日(土)(牧之原市民)、13日(土)、14日(土)
【時間】 午前9時～午後5時(受付終了:午後4時)
※入場には「入場整理券」が必要。(当日配布分、LINEアプリによる事前発行分)

書かない確定申告
マイナンバーカードでe-Tax

いつでもどこでも初めでも安心! スマホでサクっと!

すでに約70%の方がe-Taxで申告しています!

確定申告書等作成コーナー

作成コーナー 検索

動画で見る確定申告

確定申告 動画 検索

税務相談チャットボット

キャラクター「税務職員ふたば」

国税庁LINE公式アカウント

市制施行20周年記念に 市民提案事業を募集します

市では、10月11日に市制施行20年を迎えることに伴い、さまざまな記念事業を実施します。市民の積極的な参加を促進し、記念事業の充実を図ることを目的とした「市制施行20周年記念市民提案事業」を募集します。

問い合わせ 秘書広報課 渥美 ☎0052

募集する事業(予定)

対象団体

主たる活動拠点が市内にあり、構成員の過半数が市内に在住または在勤、もしくは在学している団体

対象事業

4月1日から令和8年3月31日までの間に実施し、広く市民などが参加できるイベントなどのうち、次のいずれにも該当する事業

- (1)牧之原市制施行20周年記念事業の実施方針に即した事業
- (2)補助対象団体の構成員に限らず、市内外の人が広く参加することができる事業
- (3)既存事業の場合、牧之原市誕生20周年を記念して事業を拡充したもの(拡充事業)であることが明確に区分できる事業

補助金額など ※令和7年度当初予算の市議会の議決(3月下旬)が条件となります。

対象事業に対しては、次の条件で補助金を交付する。なお、交付については審査のうえ、決定する。

- ▶補助金の額は、総事業費から事業で得た収入を控除した額、または補助対象経費の総額に10分の10を乗じて得た額のいずれか低い額とする。(ただし、補助金の額は20万円を限度)
- ▶拡充事業は、拡充部分に要する経費の総額から事業で得た収入を控除した額、または補助対象経費の総額に2分の1を乗じて得られる額とする。(ただし、補助金の額は20万円を限度)
- ▶補助金の交付は、補助対象団体につき1件を限度とする。

補助金交付の申請方法

市ホームページや秘書広報課にある「補助金交付申請書」に添付書類を添えて申し込む。

- (1)事業計画書
- (2)収支予算書
- (3)団体概要書 など

申請期間

4月1日(土)～令和8年1月30日(土)

▶対象としない事業の内容(一部) ※次に該当する場合は補助対象となりません。

- (1)法令または公序良俗に反する事業
- (2)特定の政治、思想または宗教活動を目的とする事業
- (3)特定の個人、団体等の営利または宣伝のみを目的とする事業
- (4)反社会的な活動を行う団体と関係がある事業
- (5)国や地方公共団体、その他の団体から補助金を受けて実施する事業
- (6)その他市長が不適当と認める事業



詳しくは、市ホームページをご覧ください。お問い合わせください。